

平成 19 年 9 月 29 日

## 宮城県親の会からの話題提供

宮城県重症心身障害児(者)を守る会

「福祉サービスに関する第三者評価機関の設置について」（提言）

### 1 . はじめに

この度、当会に対しまして、宮城県内の重症心身障害児(者)入所施設の親の会の意見を取りまとめて、この貴重な席上で発表できる機会をいただきましたことを、光栄に存じております。

皆様に対しまして、入所（院）施設があつてこそ私たちの子ども達の命が守られ、更には私たちの家庭が守られておりますことに、厚く感謝申し上げます。

本来ならば当会会長の秋元が直接皆様にお話申し上げるべきところですが、半期決算日ということもあつて所要があり、出席しかねましたので、私、副会長の齋藤から発表させていただきます。

昨年、障害者自立支援法が施行され、福祉サービスは従来の措置から契約による利用制度へと移行いたし、この契約には契約文書以外の暗黙の取り決めは許されないもので、形式的にはサービスを受ける側も提供する側も対等の関係となりました。

子ども達の更なるQOLの向上を望むことは、皆様方へ心より感謝いたしておる親として身勝手なことかも知れないとの自省の念に駆られている一方で、この形式的関係によって親として当然の要求であるという考え方も出てまいっております。

QOLの向上の実現はうれしいことではありますが、一朝一夕にできるものでないことも重々承知いたしております。このため、前年度より着実に向上しているとの実感を与えていただければ、皆様方の努力に対して更なる信頼と感謝の気持ちを抱くことができ、私たちからの現実的でない無茶な要求を差し控え、施設と親とが信頼しあいながら協力して、QOLの更なる向上に心掛けることができるのではないのでしょうか。

## **2. 提言「福祉サービスに関する第三者評価システム」のご採用**

親たちは、皆様方の入院（所）施設に対して、子どもを託すほどに絶大なる信頼をいたしておりますが、この「信頼」も具体的な数値があって一層の「確信」に替わりえるもの思慮いたすところでもあります。

従いまして、具体性や客観性の面で不十分であったこれまでの単なる相互信頼関係を改め、施設外部からの意見を取り入れ

た実効性のある「福祉サービスに関する第三者評価システム」をご採用されてはいかがかと提言させていただきます。

独立法人国立病院機構が「**独立法人評価委員会からの評価**」を受けており、また、主に会計面で公認会計法人に「**外部評価**」を受けておられることや、病院によっては、「**(財)日本医療機能評価機構による審査**」をお受けになられていらっしゃる、日々の向上を心掛けておられることは承知いたしております。

ただし、独立法人評価委員会はその中に重症心身障害児(者)のQOLに関する記述が多少ございますが主に経営面での評価であり、公認会計法人による「外部評価」は経営管理や会計監査に関するものが主であり、(財)日本医療機能評価機構による審査は医療に関するものが主であります。また、日々各病院で「**独自の自己点検**」をされ、日々改善に取り組まれておられることにも深く敬意を表しております。

国立病院はその名のとおり病院であり福祉施設でないことは承知いたしておりますが、重症心身障害児(者)の生活の場であることをご認識いただいておりますので、その生活面での「**福祉サービスに関する第三者評価システム**」をご採用されますことを提言させていただきます。また、この第三

者評価は単一施設だけでも実行はできますが、可能であれば、皆様の北海道・東北地区の全施設で同一の評価基準によってなせれば、各施設の改善の成果が数値で比較できますし、一方では各施設の独自色を再認識でき、他の施設の参考にすることができるのではないかと思慮いたします。なお、独立法人国立病院機構では「外部評価」という字句を主に会計監査でお使いですので、ここでは「外部評価」ではなく「**第三者評価**」と表現いたしました。

### 3. 「福祉サービスの第三者評価」の採用について

当会では、数年来、宮城県に対して「第三者評価基準の確立とその結果の公表」を要望してまいりましたところ、宮城県では今年度、「福祉サービス第三者評価基準」が示されたところであります。機会があれば、レジюме記載のアドレスですので、ホームページをご覧ください。社会福祉法によれば、福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」であるとされております。

## 社会福祉法第 78 条

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

医療機関も自らの機能进行评估するいわゆる自己評価・自己点検を実施されておられるところですが、生活面も担う重症心身障害児(者)病棟に置かれましては社会福祉法人と同様に第三者による外部からの評価を導入することにより、こうした努力をさらに効果的なものとできるものと考えます。

## 4 . 「福祉サービスの第三者評価」とは

第三者評価のポイントは、利用者及び当事者双方に公平な立場から、その構成する評価委員は 当事者（事業者および利用者並びにその家族）以外の第三者による評価であること、また、

その評価が世情や人情に左右されない 専門的かつ客観的な立場からの評価であることが重要不可欠のことです。

この第三者評価の目的は、施設間の比較やランク付けをすることではなく、

各施設が主体性・自律性を発揮し、評価結果を改善に向けて積極的に活用できるようにすることにあります。従って、第三者評価からの批判的評価を受ける場合もございまいしょうが、各施設はどのような評価を受けたかではなく、

評価結果をどのように受け止め、どのような改善策を打ち出していくのかを明確にすることにあります。

そして、そのことを保護者や地域に公表し、病院としての説明責任を果たしていくことができます。こうした第三者評価を実施することにより、

現状に対する自己点検をさらに深めると共に、職員の意識改革を図り、経営体という視点から施設経営を見直すことで、重症心身障害児(者)のQOLの向上を基盤とする病院づくりをより一層推進することができるのではないのでしょうか。

第三者評価を受けるメリットは、次のようなことが考えられます。

まず、使用会社自立支援法の主旨でもあるサービスの利用者と提供者の対等な関係の確立を図ることができます。

また、専門家からの利用者等への直接の聞き取り調査によって、利用者個人の多様な需要への総合的な支援をすることができ、

配置人員や予算等の提供者側の事情を考慮した双方から信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上を図ることができます。

更に、その諸事情が第三者から検証を受けることによって、情報公開等による事業運営の透明性の確保ができ、利用者側も納得できる費用の公平かつ公正な負担を自覚し、

病院という経営体のみではなく、その役職員一人ひとりが評価結果を共有することによる具体的努力目標の明示とその成果の確認を実感できるようになります。

#### 4 . おわりに

以上、「第三者評価機関の設置」に関するお話をさせていただきました。この貴重な皆様の研鑽の場で、もう皆様が既にご

存知のことを提言させていただき、不遜の極みでございますが、子どもがお世話になっている皆様の病院や施設がなくなることが一番の危機と感じております私たちにすれば、開かれた病院とその健全経営、更には保護者と病院との相互信頼の拡大が急務でございます。勿論、私たちも自分たちがしなければならないことはしっかりと受け止め、これからもお世話になっております病院や施設をしっかりと支えてまいる覚悟でありますことを申し添えさせていただき、話題提供を終えさせていただきます。